

平成23年4月25日

(教室・施設使用団体)

「いちよう祭」期間中の課外活動行事
各実施団体責任者 殿

学 生 部

平成23年度「いちよう祭」期間中の課外活動行事の
実施に係る注意事項について（通知）

「いちよう祭」期間中の課外活動行事の実施にあたって、各実施団体責任者は下記事項を遵守するよう十分注意してください。

記

1. 各実施団体の責任者は、恒常的に火気等の監視及び施設の損傷防止にあたること。
2. 事故等が起きないように安全管理に十分配慮すること。特に飲酒方法及び飲酒量に注意し、未成年者にはアルコール類を販売しないこと。【一気飲み厳禁】
3. 食品を扱う団体は、食中毒（特にO157）の発生の予防及び異物混入等には、より一層十分な注意を払うこと。
また、特に食材については、冷蔵庫で保管（教室内ではクーラーボックス使用）する等腐敗しないように十分注意すること。
【細菌性食中毒予防の三原則】
①細菌をつけない→清潔 ②細菌をふやさない→迅速・冷却 ③細菌をやっつける→加熱
4. 体調不良者は、無理をせず自宅待機するよう周知徹底するとともに、開催中に体調不良を訴える者が出た場合は、直ちに帰宅させること。
また、うがいや手洗いを十分行うとともに、各建物出入口等に設置している消毒用アルコールの使用を励行すること。
5. 各施設とも使用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
開始及び終了時間は必ず厳守すること。
なお、使用する施設、備品、土地、道路等は当該管理部局の使用上の注意事項を厳守すること。
6. 使用講義室に備え付けの机、椅子等の備品は、建物外へは持ち出さないこと。
7. 電気器具は、電気容量に留意して使用し、退室時には電気器具のコードをコンセントから必ず抜いておくこと。
なお、コードを抜いた場合、支障が出るものは、器具を設置している室名、場所、器具名及び理由を、あらかじめ大学祭中央実行委員会へ届け出ること。届出のないものについては、全てコードを抜くので、注意すること。
8. 掲示物を壁面等に貼る場合は、はがしやすい養生テープ（ガムテープは厳禁）で貼り、糊付けは絶対にしないこと。
また、黒板には画鋲やテープ等を使用して掲示物を直接貼らないこと。

【裏面へ続く】

